

特定非営利活動法人あいのもりビレッジ会員規約

この会員規約（以下「本規約」とします）は、特定非営利活動法人あいのもりビレッジ（以下「当法人」とします）と、当法人の会員（以下「会員」とします）との関係に適用します。

第1条（目的）

当法人は会員および利用者との間に本規約を定めこれにより当法人の運営を行います。

第2条（定義）

1. 会員とは当法人の全ての会員の総称です。
2. 正会員とは当法人の目的に賛同し当法人に入会を認められた個人の会員をいいます。
3. 賛助会員とは当法人の目的に賛同し年会費を納めることで資金面から活動を賛助（支援）するために入会した個人をいいます。
4. 家族会員とは当法人の目的に賛同した正会員の同居家族で、当法人に入会を認められた個人の会員をいいます。

第3条（入会申込）

入会の申込をする方は書面もしくは当法人のウェブサイトに設置された入会申込書に必要事項を記入して当法人に提出し、当法人が別に定める方法で年会費を払い込むものとします。

第4条（年会費）

年会費は次のように定めます。

正会員	年会費	30,000 円
賛助会員	年会費	10,000 円
家族会員	年会費	1,000 円

第5条（年会費の支払い方法）

年会費の支払い方法は次に定めるとおりとします。

1. 銀行振込（一括払い）
2. クレジットカード決済（一括払い）

第6条（入会の成立）

入会は第3条（入会申込）に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書と第4条（年会費）の入金もしくはクレジットカードによる決済の完了を確認したときに成立します。

第7条（入会申込の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各項に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者がかつて除名された者であった場合
3. 年会費が未納な場合
4. その他、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第8条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格有効期間の起算日は、第6条（入会の成立）の入会成立日とします。
2. 会員資格有効期間は入会設立日から1年とし、毎年会費を納入することにより1年延長することができます。一度納入された年会費の返金はありません。

第9条（会員特典）

会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。

1. 正会員および家族会員は当法人が別途定める利用規約に記載された、当法人が提供するサービス、場所を利用する資格を得ることができます。
2. 賛助会員は当法人が主催するセミナーやイベントのうち当法人が認めるものについて参加する資格を得ることができます。

第10条（会員の資格継承）

会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第11条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面または電磁的方法によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第12条（会員資格の喪失）

会員が次の各項の一に該当する場合には、その資格が喪失されます。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
3. 会員資格の有効期間終了後30日以上会費を納入しなかったとき。
4. 除名されたとき。

第13条（除名）

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがあります。
 - (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合。
 - (3) この会員規約または利用規約に違反した場合。
 - (4) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合。
2. 除名の決定は当法人の理事会で議決され、議決する前に当該会員には弁明する機会が与えられます。

第14条（会員資格の解除）

1. 会員は当法人に対し、書面または電磁的方法で通知することにより、会員の資格を解除することができます。解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第15条（会員資格の継続）

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
2. 会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとします。
3. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第 16 条（損害賠償）

1. 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されます。

第 17 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがあります。この場合、当法人は電子メールの送信及びウェブサイトへの掲載をもって当該変更内容を会員に告知するものとします。当法人により変更された本規約は当法人のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約が会員に適用されるものとします。

第 18 条（協議事項）

当法人と会員の間で本規約に関して紛争が生じた場合には、誠意をもって協議のうえ解決するものとします。また本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、当法人および会員は誠意をもって協議の上で解決するものとします。

第 19 条（準拠法および紛争解決機関）

1. 本規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。
2. 当法人および会員は本規約に関連する一切の紛争について、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 20 条（施行）

本規約は令和 4 年 11 月 15 日から施行するものとします。

以 上